

令和 年度 給与所得等に係る 市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動産	利当	配与	給与	譲渡・時	課税標準	総所得③		
	給与所得(※)											山林所得		
	その他の所得計											分離短期譲渡		
※裏面左側下段の説明をご確認ください。			総所得金額①									分離長期譲渡		
												株式等の譲渡		
												上場株式等の配当等		
												先物取引		
所得控除	雑損		障・寡・ひ・勤									課税標準	総所得③	
	医療費		配偶者										山林所得	
	社会保険料		配偶者特別										分離短期譲渡	
	小規模企業共済		扶養										分離長期譲渡	
	生命保険料		基礎										株式等の譲渡	
除	地震保険料		所得控除合計②									上場株式等の配当等		
(摘要)														

税額	市民税	税額控除前所得割額④		納付額	
		税額控除額⑤		6月分	
		所得割額⑥		7月分	
	道民税	税額控除前所得割額④		9月分	
		税額控除額⑤		10月分	
		所得割額⑥		11月分	
	額	均等割額⑦		12月分	
		森林環境税額⑧		1月分	
		特別徴収税額⑨		2月分	
		控除不足額⑩		3月分	
既充当・既委託納付額⑪			4月分		
既納付額⑫			5月分		
差引納付額(⑨-⑫-⑩、⑪)					
変更前税額⑬					
増減額(⑨-⑬)		変更月		月	

受給者番号	氏名	指定番号
住	所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。
不服申立
1 この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
2 前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、決定（以下「処分」といいます。）の取消の訴えを提起することができます。なお、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合は、裁決を経ないでも処分の取消の訴えを提起することができます。

美咲市税務課 市民税係 電話 0126-62-3139(直通)



令和 年度 給与所得等に係る 市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動産	利当	配与	給与	譲渡・時	課税標準	総所得③		
	給与所得(※)											山林所得		
	その他の所得計											分離短期譲渡		
※裏面左側下段の説明をご確認ください。			総所得金額①									分離長期譲渡		
												株式等の譲渡		
												上場株式等の配当等		
												先物取引		
所得控除	雑損		障・寡・ひ・勤									課税標準	総所得③	
	医療費		配偶者										山林所得	
	社会保険料		配偶者特別										分離短期譲渡	
	小規模企業共済		扶養										分離長期譲渡	
	生命保険料		基礎										株式等の譲渡	
除	地震保険料		所得控除合計②									上場株式等の配当等		
(摘要)														

税額	市民税	税額控除前所得割額④		納付額	
		税額控除額⑤		6月分	
		所得割額⑥		7月分	
	道民税	税額控除前所得割額④		9月分	
		税額控除額⑤		10月分	
		所得割額⑥		11月分	
	額	均等割額⑦		12月分	
		森林環境税額⑧		1月分	
		特別徴収税額⑨		2月分	
		控除不足額⑩		3月分	
既充当・既委託納付額⑪			4月分		
既納付額⑫			5月分		
差引納付額(⑨-⑫-⑩、⑪)					
変更前税額⑬					
増減額(⑨-⑬)		変更月		月	

受給者番号	氏名	指定番号
住	所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。
不服申立
1 この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
2 前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、決定（以下「処分」といいます。）の取消の訴えを提起することができます。なお、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合は、裁決を経ないでも処分の取消の訴えを提起することができます。

美咲市税務課 市民税係 電話 0126-62-3139(直通)



令和 年度 給与所得等に係る 市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動産	利当	配与	給与	譲渡・時	課税標準	総所得③		
	給与所得(※)											山林所得		
	その他の所得計											分離短期譲渡		
※裏面左側下段の説明をご確認ください。			総所得金額①									分離長期譲渡		
												株式等の譲渡		
												上場株式等の配当等		
												先物取引		
所得控除	雑損		障・寡・ひ・勤									課税標準	総所得③	
	医療費		配偶者										山林所得	
	社会保険料		配偶者特別										分離短期譲渡	
	小規模企業共済		扶養										分離長期譲渡	
	生命保険料		基礎										株式等の譲渡	
除	地震保険料		所得控除合計②									上場株式等の配当等		
(摘要)														

税額	市民税	税額控除前所得割額④		納付額	
		税額控除額⑤		6月分	
		所得割額⑥		7月分	
	道民税	税額控除前所得割額④		9月分	
		税額控除額⑤		10月分	
		所得割額⑥		11月分	
	額	均等割額⑦		12月分	
		森林環境税額⑧		1月分	
		特別徴収税額⑨		2月分	
		控除不足額⑩		3月分	
既充当・既委託納付額⑪			4月分		
既納付額⑫			5月分		
差引納付額(⑨-⑫-⑩、⑪)					
変更前税額⑬					
増減額(⑨-⑬)		変更月		月	

受給者番号	氏名	指定番号
住	所	宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。
不服申立
1 この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
2 前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、決定（以下「処分」といいます。）の取消の訴えを提起することができます。なお、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合は、裁決を経ないでも処分の取消の訴えを提起することができます。

美咲市税務課 市民税係 電話 0126-62-3139(直通)



特別徴収義務者名

